

障害福祉サービス事業
重要事項説明書

様

[障害福祉サービス事業重要事項]

(2024年1月1日現在)

1 事業者の概要

名称	ぴあねっと浜松
法人種別	特定非営利活動法人
法人所在地	静岡県浜松市中央区都盛町29-3
電話番号	053-427-1700
代表者氏名	岡本 康成
法人の沿革・特色	障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
法人が所有する営業所の種類・数	1

2 事業所の概要

事業所の名称	特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区都盛町29-3
事業所の電話番号	053-427-1700
サービス提供地域	通常の事業の実施地域は浜松市、磐田市とする。
サービス提供曜日・時間	平日、土、日、祭日、24時間
事業所番号	2217200720 居宅介護、重度訪問介護 (2018年10月1日更新) 2217200720 同行援護 (2023年12月1日更新)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">事業所の訪問介護員等は、障害者の心身の特性を踏まえて、その有する機能に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
職員への研修の実施状況	利用者の個々の障害の特性に合わせた介護技術を習得するため配置前に必ず研修を実施。介護実習を随時実施し技術の向上に努める。

3 事業所の職員体制（人）

職種	常勤	非常勤	資格等	
管理者（居宅・重訪）	1		相談支援従事者	1
管理者兼サービス提供責任者（同行援護）	1	0	介護福祉士 同行援護研修修了者	1 1
サービス提供責任者兼ヘルパー	5	0	介護福祉士	5
ヘルパー	0	49	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 ヘルパー養成講習1級修了者 介護職員初任者（旧2級）研修修了者 重度訪問介護（旧日常生活）研修修了者 同行援護研修修了者	25 2 2 13 14 1
事務員	0	3	相談支援従事者	3

1人が複数の資格を持つ場合があり、資格等に記載の人数合計は常勤・非常勤の人数を超える事がある

4 サービスの内容

① 身体介護

1 起床介助 2 就寝介助 3 排せつ介助 4 整容介助 5 食事介助
6 衣服着脱 7 清拭 8 体位変換 9 服薬管理 10 入浴介助 11 移乗
12 その他（ ）

② 家事援助

1 調理 2 洗濯 3 掃除 4 買物 5 薬受取り 6 衣服入替
7 その他（ ）

③ 通院等介助

身体介護を伴う場合

1 受診等手続き 2 移動 3 危険回避 4 薬受取り 5 その他（ ）

身体介護を伴わない場合

1 声かけ等 2 薬受取り 3 その他（ ）

④ 重度訪問介護

1 起床介助 2 就寝介助 3 排せつ介助 4 整容介助 5 食事介助 6 衣服着脱
7 清拭 8 体位変換 9 服薬管理 10 入浴介助 11 通院介助 12 調理
13 洗濯 14 掃除 15 買物 16 薬受取り 17 衣服入替 18 見守り
19 移動介助 20 その他（ ）

⑤ 同行援護

身体介護を伴う場合 1 食事介助 2 入浴・清拭等 3 移動 4 体位交換・移乗 5 排泄 6 衣類着脱 7 整容 8 体調管理 9 視覚的情報の支援(代筆・代読) 10 コミュニケーション支援 11 その他 ()
身体介護を伴わない場合 1 移動 2 視覚的情報の支援(代筆・代読) 3 コミュニケーション支援 4 その他 ()

⑥ その他のサービス

介助等の相談	随時受付

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

- ・ サービスに要した費用の原則1割
- ・ 月額負担額上限については、各市町村が定めた額
 ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。
- ※ 利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業者までご連絡をお願いします。
- ※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知します。

(2) その他の料金

通院や外出の介助を利用した場合に必要な移動に要する経費（交通費、入場料等）については、居宅介護員に係る分も含めて利用者の負担とします。

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただくことがあります。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の24時間前までにご連絡いただけなかった場合 → 1000円
- ※ ただし、24時間前までにご連絡いただけなかったときでも、本人の障害に起因する気分・体調の変化など、やむを得ないと認められる場合は、利用者は事務所に当月末日までに理由を記載した書面（FAXも可）で申請をすることにより、キャンセル料金を免除させていただくことがあります。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までにお支払いください。お支払いは、自動口座引き落としでお願いします。

6 サービスの利用開始

- (1) 居宅介護等について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス提供に係る重要事項について同意頂けた場合は契約を締結し、居宅介護計画等を作成してサービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- (2) 居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 異例な事態への対応方法

下記に示すような事態が発生した場合には、二次感染や不運な事故による支援体制の悪化を予防するために、サービス時間や支援内容の変更、またはサービスの中止をお願いさせていただくことがあります。

- (1) 利用者やヘルパーがインフルエンザやノロウイルス等の感染力が高い疾病を罹患した場合
- (2) 利用者宅へヘルパーを向かわせることが危険と判断しなければならない程の天候悪化や自然災害が発生した場合

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	長谷川 浩
電話番号	053-427-1700
受付時間	10:00～18:00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	浜松市社会福祉部障害保健福祉課（本庁）
電話番号	053-457-2034
受付時間	8:30～17:15

浜松市各区の窓口

部署	電話番号	中央福祉事務所	社会福祉課（東行政センター内）	053-424-0176
		中央福祉事務所	社会福祉課（西行政センター内）	053-597-1159
		中央福祉事務所	社会福祉課（南行政センター内）	053-425-1485
		中央福祉事務所	社会福祉課（北行政センター内）	053-523-2898
		中央福祉事務所	社会福祉課（浜松市役所内）	053-457-2057
		浜名福祉事務所	社会福祉課（浜名区役所内）	053-585-1697
		天竜福祉事務所	社会福祉課（天竜区役所内）	053-922-0024

静岡県の窓口

担当部署	静岡県福祉サービス運営適正化委員会
電話番号	054-653-0840

11 緊急時の連絡先

緊急時に担当及び事業所へ連絡がつかない場合はこちらまでご連絡ください。

ぴあねっと浜松 緊急電話 053-571-2339

年 月 日

居宅介護等利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 静岡県浜松市中央区都盛町29-3

(名称) 特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松 印

(説明者) 氏名 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護等の、重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印